

令和6年度 居宅介護支援事業所集団指導

守山市介護保険課

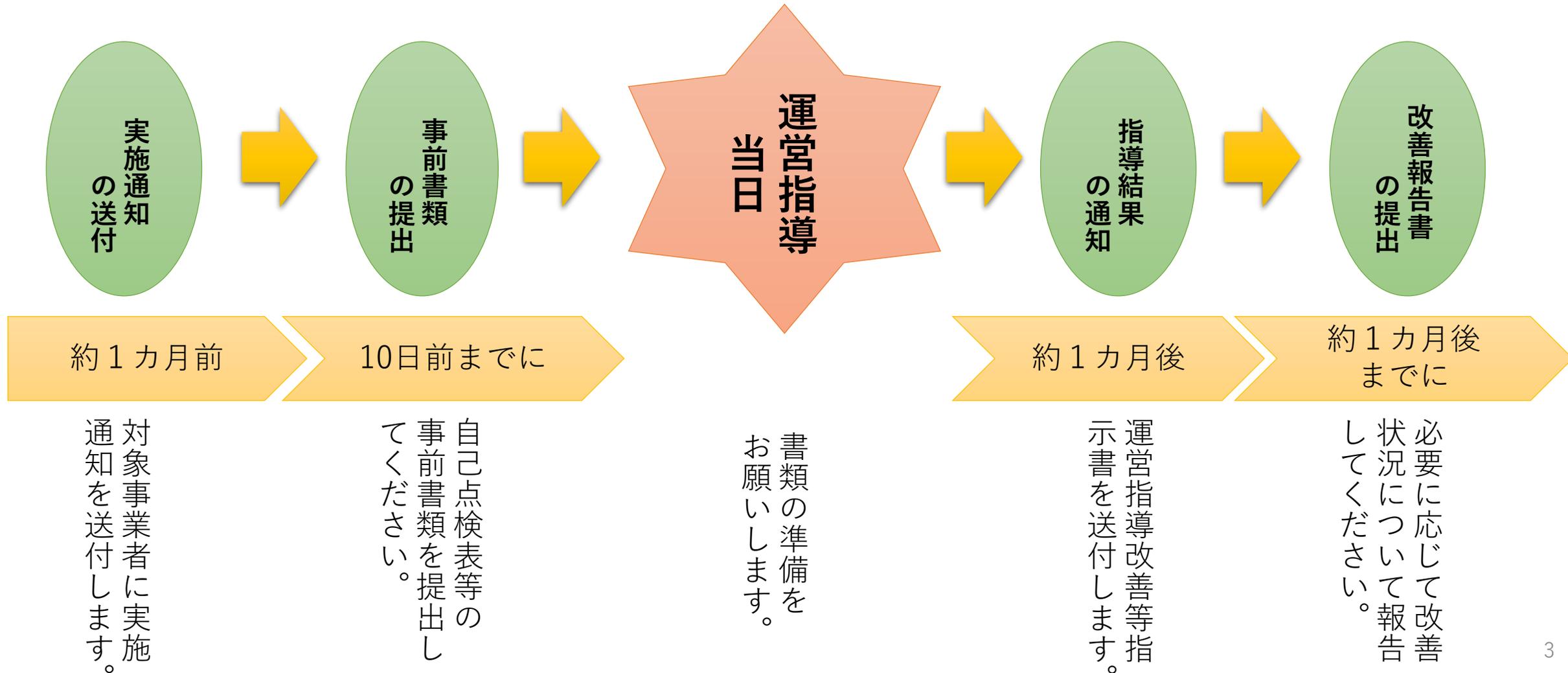
令和6年8月30日

次第

- 1 令和5年度運営指導の結果
- 2 令和6年度報酬改定に係る留意事項【再周知】
- 3 その他留意事項（介護保険の特例給付の手引き等）
- 4 包括支援センターからのお知らせ（インセンティブ交付金）

検査のスケジュール

定期検査：各事業所とも原則3年に1度実地検査を行うこととします。
随時検査：定期検査にかかわらず、本市が必要と認める場合は検査を実施することがあります。



実施時期 : 令和5年4月から令和6年3月まで
内 容 : 運営基準全般について
指導回数 : 9事業所
文書指導 → 1事業所
口頭指導 → 8事業所

文書指摘 2 件

<p>1</p>	<p><u>指定居宅介護支援の提供の開始に際して利用者またはその家族に対して文書により同意を得ていない事例</u></p> <p>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護,通所介護,福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅介護サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者またはその家族に対して理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならないが、文書を交付しておらず、利用者からの署名が得られていない事例が複数確認された。</p>
----------	--

- 守山市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月23日条例第8号)第3条
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第4条第2項

文書指摘 2 件

<p>2</p>	<p><u>モニタリングの結果の記録が確認できない事例</u> 利用者の居宅を訪問した記録およびモニタリングの結果の記録が支援経過等により確認できない事例が散見された。 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うにあたり、利用者およびその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととなっている。少なくとも 1月に1回は利用者の居宅で面接を行い、モニタリングの結果を支援経過等に記録を残すこと。</p>
<p>○守山市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月23日条例第8号)第3条 ○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第14項</p>	

□頭による主な指摘事項

運営規程	1	遵守規定を「 守山市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等に関する基準等を定める条例 」に改めること。
	2	サービス担当者会議は、利用者の居宅等で開催される事も想定されるため、事業所の相談室「等」とするなど、記載を改めること
	3	営業日および通常の事業の実施地域の記載について、 重要事項説明書と整合を図ること 。なお、運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に届出を行うこと。
	4	「虐待防止のための措置」「業務継続計画の作成」「感染症の予防及びまん延防止のための対策」について、 令和6年度より義務化 されるため、速やかに準備を行い、確実に実施すること。なお、「虐待防止のための措置」の実施にあたっては、運営規程に位置付けること。
重要事項説明書	1	利用料金について、加算の説明は、事業所において 算定する可能性のある加算のみを記載 し、利用者にとってわかりやすい記載となるよう改めること。
	2	前6月間において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護が位置づけられた割合およびサービス種別ごとの 事業者割合について、法人名ではなく事業所名で記載 すること。また、重要事項説明書別紙により説明する旨を本文中に記載すること。

□頭による主な指摘事項

重要事項説明書	3	「代理人」の署名欄に 続柄 を追記すること。なお、契約書および個人情報使用同意書の署名欄についても同様の取扱いとすること。
	4	別紙料金表について、 地域単価(10.42円) を記載するとともに、居宅介護支援費および各加算の単位数を追記すること。
	5	重要事項説明書は、利用者の選択に資する書類であり、直接契約に結び付くものではないため、「契約締結に際して」などの 契約を前提とした文面 とも捉えられる記載は 削除 すること。
利用契約書	1	各書類における代理人の同意欄について、本人との 続柄 を記載する欄を設けること。
	2	文書保管期間を「2年間」から「5年間」に改めること。

□頭による主な指摘事項

居宅サービス計画

- | | |
|---|--|
| 1 | 居宅サービス計画の原案の内容について利用者の同意を得られていない事例が確認された。原案の内容については、サービス担当者会議等において利用者又はその家族に対して説明し、文書により 利用者の同意 を得ること。 |
| 2 | 要介護状態区分の変更申請を行い、暫定プランを作成し、要介護認定の結果が出た後、本案を作成しているが、本案に同意が得られていないことが確認された。 サービス担当者会議開催後、本案についても適切に同意を得ること。 |
| 3 | 福祉用具の追加を行い、担当者への照会等を行い、 居宅サービス計画 も作成していたが、 支援経過 に記録がなく、居宅サービス計画およびサービス担当者会議の要点などの書類がファイルに綴じられておらず、当日の確認ができない事例が確認された。個人情報に係る書類であるため、保管および管理を適切に行うこと。 |
| 4 | 要介護状態区分の変更申請を行い、暫定プランを作成していたが、要介護認定の結果が出た後、本案を作成していない事例が確認された。 要介護認定の結果が出た後、速やかに本案を作成すること。 |

□頭による主な指摘事項

居宅サービス計画	5	サービス担当者会議において、一部の担当者のみを招集し、居宅サービス計画の原案に位置付けたその他の指定居宅サービス等の担当者を招集できていなかった事例が複数確認された。 サービス担当者会議の開催にあたっては、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集すること。
	6	サービス担当者会議を開催した記録が確認できない事例、また要介護状態区分の変更申請にあたってサービス担当者会議を開催していない事例が確認された。
	7	福祉用具貸与の変更等、指定居宅サービスの内容に変更があったにも関わらず、居宅サービス計画が作成されていない事例が確認された。居宅サービス計画に位置付けたサービス提供内容に変更がある場合は、居宅サービス計画の変更が必要であり、変更にあたっては、居宅サービス計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るなど、居宅サービス計画の作成にあたって必要な一連の業務を行うこと。

□頭による主な指摘事項

人員基準	1	出勤簿について、実際の出退勤時間を記録するよう改めること。
	2	雇用形態が確認できる文書を事業所に備え付けておくこと。
その他	1	個人情報を含む文書を事業所外に持ち出している状況が確認されたため、 個人情報の保管体制 を改めること。
	2	ケアプラン等の個人情報を含む書類が、鍵のかからない棚に保管されていた。個人情報は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に則り慎重に取り扱わなければならない。そのため、個人情報を含む書類は、鍵付きの棚に保管し、営業時間外は施錠するなど、 書類の管理体制 を改めること。
	3	個人情報利用同意書について、個人情報の使用目的や期間、条件等を明記すること。

好 事 例

各加算に対する**確認様式**が作成されており、複数人でチェックを行う体制が整っている。

ヒヤリハットや事故の報告について、細かく記録に残しており、**法人内で情報共有**を積極的に行っている。

2ヵ月に1度、**各介護支援専門員同士でケアプランチェック**を行い、必要な業務が実施できているか確認している。

研修の年間計画を立て、数多くの研修の機会を設けている。また、研修受講報告を法人内で共有する体制が整っている。

ケアプランにインフォーマルサービスを積極的に位置付けており、利用者目線の計画が作成されている。

モニタリングシートを独自で作成されており、**直近半年間のモニタリング時の様子等を1枚のシートでまとめて確認できる様式**となっていた。

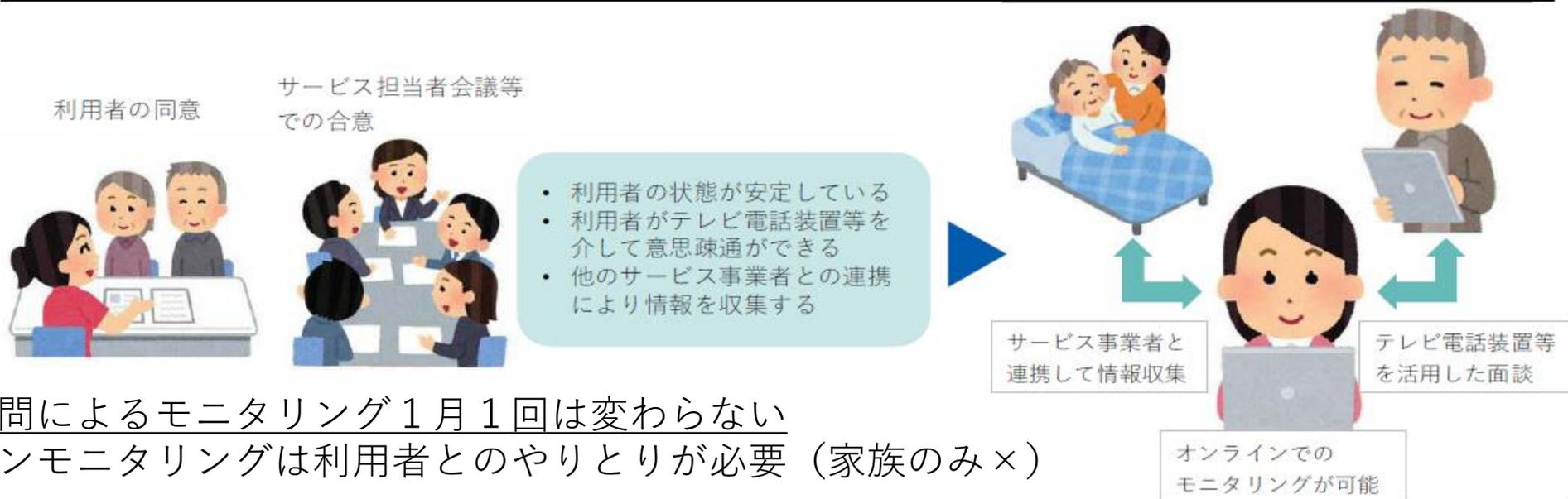
指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

1. (1) ③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

概要

【居宅介護支援、介護予防支援】

- 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。
- 【省令改正】
- ア 利用者の同意を得ること。(文書により)
 - イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
 - ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

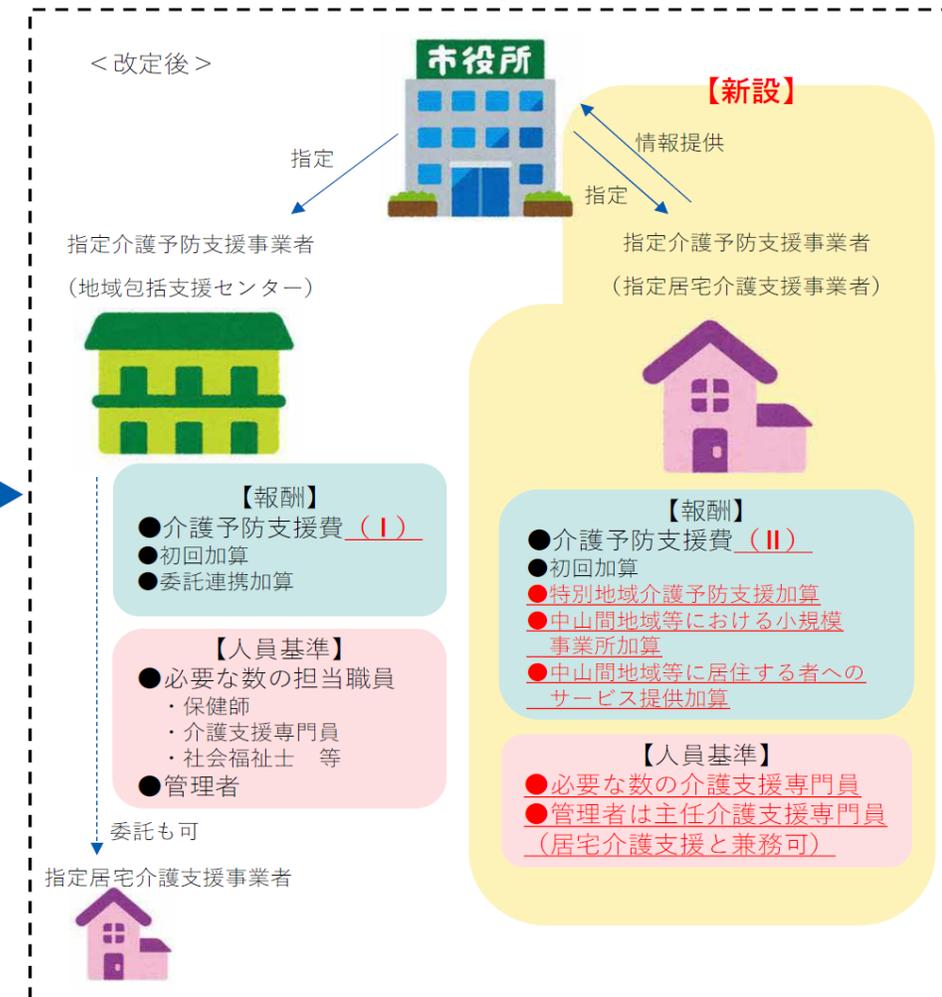
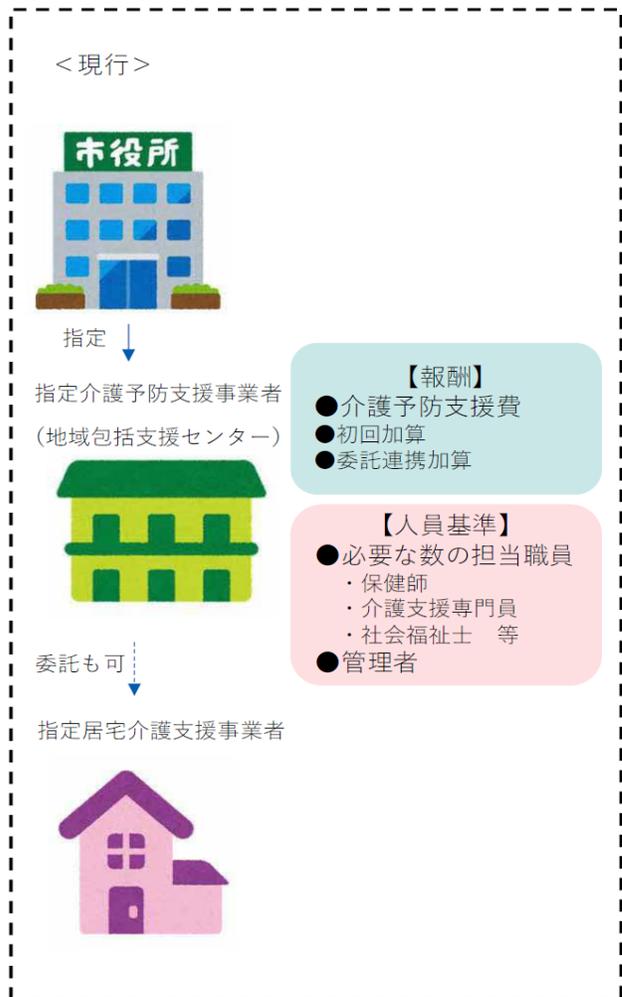


原則は、利用者の居宅を訪問して実施

- ・原則、訪問によるモニタリング1月1回は変わらない
- ・オンラインモニタリングは利用者とのやりとりが必要（家族のみ×）

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



< 改定後 >
 介護予防支援費 (I) 442単位 介護予防支援費 (II) 472単位
 ※地域包括支援センターのみ ※指定居宅介護支援事業者のみ

居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供することが可能に。

地域包括支援センターから受託する場合

㉞ 指定介護予防支援業務の受託に関する留意点 (第26号)
 指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援業務を受託するにあたっては、その業務量等を勘案し、指定介護予防支援業務を受託することによって、当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

介護予防支援の指定を受けた場合

(3) 提供拒否の禁止
 基準第5条は、介護予防支援の公共性に鑑み、原則として、指定介護予防支援の利用申込に対しては、これに応じなければならないことを規定したものであり、正当な理由なくサービスの提供を拒否することを禁止するものである。
 なお、ここでいう正当な理由とは、①利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、②利用申込者が他の指定介護予防支援事業者にも併せて指定介護予防支援の依頼を行っていることが明らかな場合、③当該事業所(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。)の現員からは利用申込に応じきれない場合等である。

介護予防支援の指定を受けるにあたっての注意点

- (1) 管理者は**主任ケアマネ**の資格を有する必要があります。
(※居宅介護支援事業所のR9.3.31までの経過措置は介護予防支援指定には適用されません。)
- (2) 履歴事項全部証明書の目的欄に**介護予防支援事業の記載**が必要です。
例) 「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等
- (3) これまで包括支援センターからの委託だった方を居宅介護支援事業所が直営で契約する場合には、
『介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書』を介護保険課に提出する必要があります。
(※利用サービスが総合事業のみの方は介護保険課に提出は不要です。)
- (4) 居宅介護支援事業所が直営で契約をしている要支援の方の開示請求先は介護保険課となります。
(※請求に1件あたり10円が発生します。)
- (5) 居宅介護支援事業と同様に、介護予防支援事業においても運営指導を実施します。
介護予防支援事業の運営指導には介護保険課職員に加え地域包括支援センター職員も同行します。

介護保険の特例給付の手引き

○基準は変更しておりませんが、
取扱いについて更なる周知を図るため下記の介護サービス
利用に係る取扱いの手引きを定めました。

- ①要介護等の認定期間の半数を超える
短期入所サービス利用等の取り扱いについて
- ②同居家族がいる場合の生活援助利用
- ③小規模多機能型居宅介護における宿泊サービス長期利用

介護保険の特例給付の手引き

令和6年8月30日
守山市介護保険課

本市における取り扱い基準は変更しておりませんが、取り扱いについてさらなる周知を図るため、次の介護サービス利用に係る取り扱いについて定めました。

要介護等の認定期間の半数を超える短期入所サービス利用等の取り扱いについて

○ 要介護等の認定期間の半数を超える短期入所サービス利用の取り扱いについて

1 国の基準

国の基準では、短期入所の利用日数が要介護（支援）認定期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

ただし、特に必要な場合は、それ以上の利用が可能（以下「例外給付（短期入所）」といいます。）とされています。

【国の基準】

①「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号）（要約）

第13条 指定居宅介護支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

21 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

②「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」（平成11年老企第22号厚生労働省通知）（要約）

第21号 短期入所の居宅サービス計画への位置付け（第21号）

「おおむね半数を超えない」という目安は、個々の利用者の心身の状況や環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、機械的な運用を求めるものではない。従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能である。

重要事項説明書の取扱いについて

○重要事項説明書の取扱いについて

令和6年度報酬改定により各利用料金・加算の単価が変更となっているため、重要事項説明書の変更箇所について、利用者全員への説明が必要です。

（今回の改定時期：令和6年4月）

利用者負担額改定表を**書面で配付**する等を行った上で、**利用者又はその家族へ説明し、理解を得ること**。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業所は以上の**説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し、保管しておくこと**。

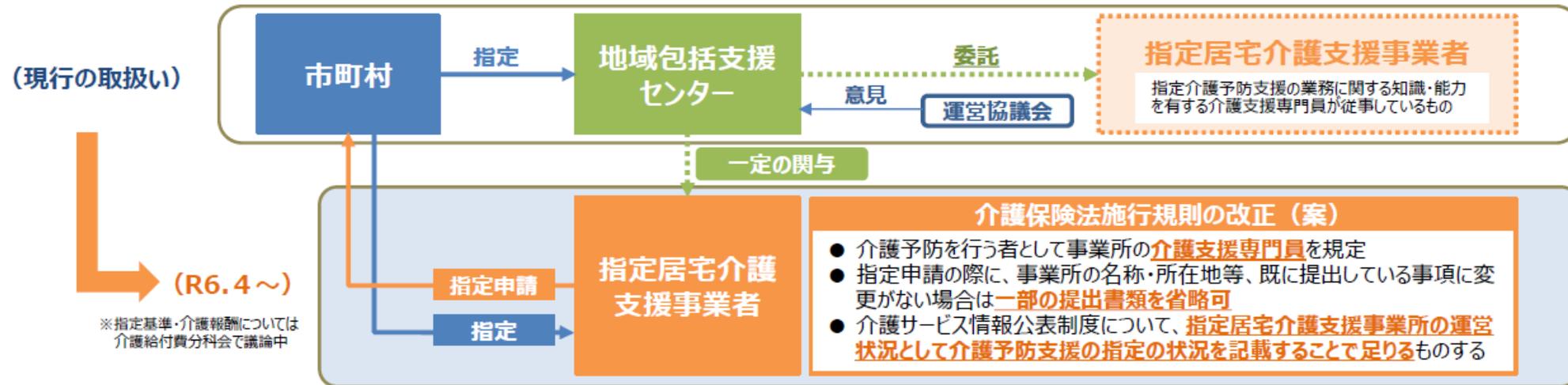
地域包括支援センターからの お知らせ

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

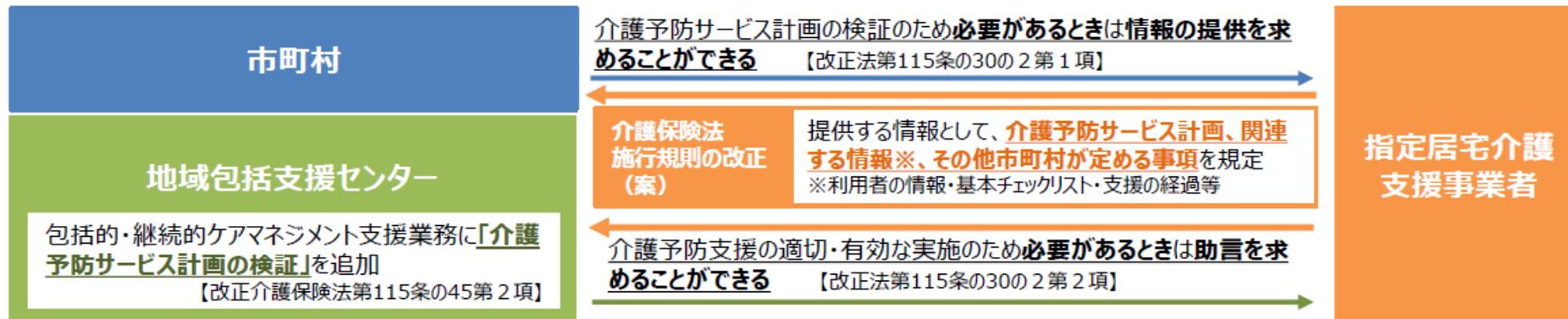
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



事業内容 介護予防支援に積極的に取り組む事業所に対し、インセンティブ補助金を実績に応じて交付する。

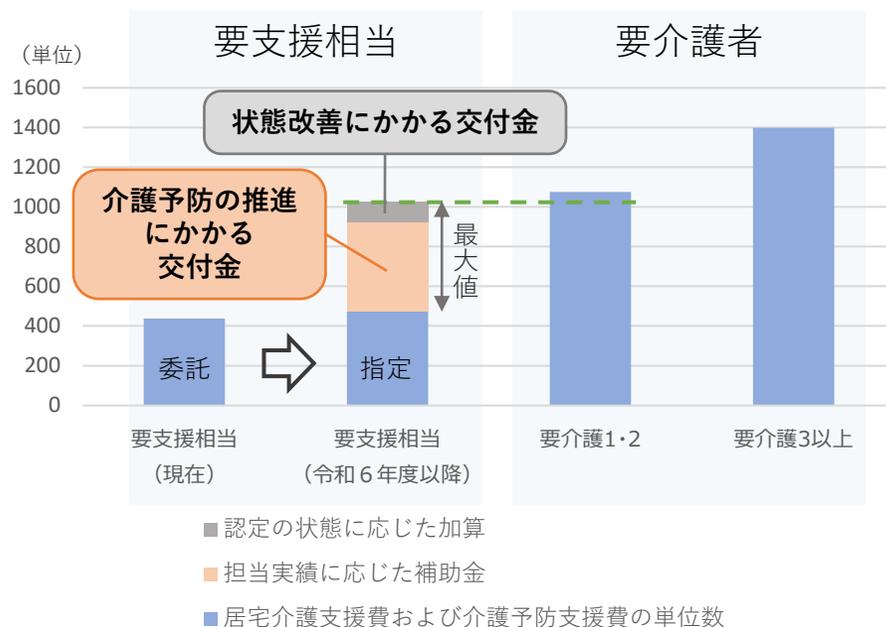
令和5年度までの実情 地域包括支援センターが、居宅介護支援事業所に介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を委託していた。

課題 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務において要支援の対象者数が増加する一方で、報酬単価が低いことや、委託業務による事務手間が多いこと等、事業所への負担が大きい。

法改正について

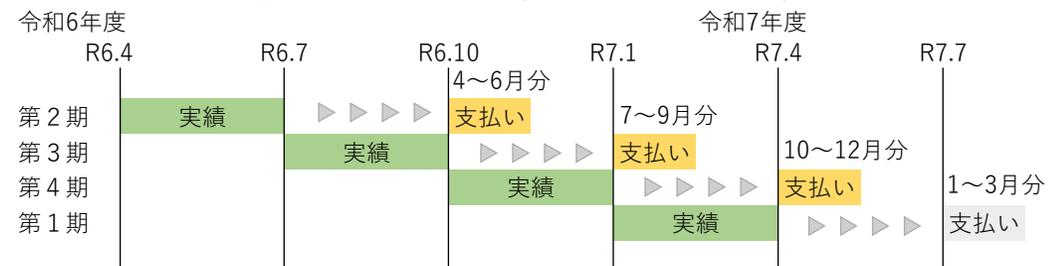
- ・要支援者を行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施可能となる。
- ・要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が上限44人まで担当可。
(データ連携システムの活用かつ、事務職員を配置している場合は上限49人)

インセンティブ補助金のイメージ

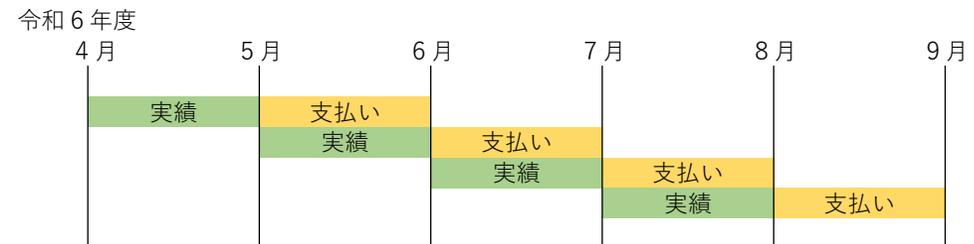


交付のスケジュール感

①介護予防の推進にかかる交付金（3ヵ月毎の支払い）



②状態改善にかかる交付金（毎月の支払い）



交付条件

交付条件

- ①守山市から**指定介護予防支援事業者の指定を受ける**こと。
- ②守山市と介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の**委託契約を締結**すること。
※介護予防ケアマネジメントは引き続き委託契約で行うこととする。

①介護予防の推進にかかる交付金

次の基準アと基準イのいずれかが、右記の区別交付額単価表のいずれか上位の区分の交付額単価に介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに係る計画数を乗じた金額を交付する。

基準ア	事業所の居宅介護支援、介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの合計計画数のうち、守山市介護予防計画数の占める割合
-----	--

$\frac{\text{介護予防計画数（守山市被保険者・住所地特例）}}{\text{居宅介護支援事業所の全計画数}}$

居宅介護支援事業所の**全計画数**

基準イ	事業所に所属する介護支援専門員1人あたりの守山市介護予防計画数
-----	---------------------------------

$\frac{\text{介護予防計画数（守山市被保険者・住所地特例）}}{\text{居宅介護支援事業所の介護支援専門員数}}$

居宅介護支援事業所の**介護支援専門員数**

▼ 区別交付額単価表

区分	基準ア	基準イ	交付額単価
A	4割以上	15人以上	4,500円/件
B	3割以上	12人以上	3,000円/件
C	2割以上	9人以上	2,000円/件
D	1割以上	6人以上	1,000円/件
E	1割未満	6人未満	500円/件

例	全担当利用者数	市内の要支援相当の担当利用者数	事業所のケアマネ人数	基準ア	基準イ	上位の区分	区分
A事業所	54人	19人	1人	35.2%	B	19.0人	A 基準②
B事業所	99人	29人	2人	29.3%	C	14.5人	B 基準②
C事業所	488人	103人	11人	21.1%	C	9.4人	C 基準①②が同列

状態改善にかかる交付金

認定更新時に利用者の状態が改善もしくは維持した場合は、1件につき1,000円加算する。

ご清聴ありがとうございました。

本日の講演会に関するアンケートのお願い

- 本日の講演会について、アンケートの回答をお願いいたします。
下記QRコードを読み込んで回答下さい。（所要時間3～5分程度）

